



大阪労働局発表
平成27年2月26日

担	大阪労働局労働基準部監督課
当	電 話 06 (6949) 6490

「働き方改革宣言」を募集

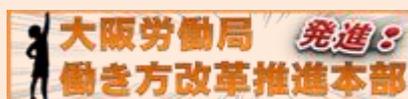
～ 大阪府内で活動する企業等による「働き方改革宣言」の募集 ～

大阪労働局(局長 中沖 剛)では、「大阪労働局働き方改革5つの推進プラン」のうち「プラン2 企業による働き方改革宣言の募集」に基づき、これから働き方改革に取り組む企業や働き方改革に既に取り組んでいる企業等から「働き方改革宣言」の募集を行います。

概要

- 大阪府内の企業等を対象に「働き方改革宣言」を募集
- 募集対象は大阪府内で活動する企業、地方自治体、労働組合など
- 応募された「働き方改革宣言」は当局ホームページで公表
- 大阪労働局ホームページ掲載先

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



働き方改革宣言の募集



大阪労働局では平成27年1月21日に「大阪労働局働き方改革推進本部」を設置し、所定外労働時間の削減等をはじめとする「働き方改革」推進のための施策を行っています。

この一環として、大阪府内で活動する企業等から「働き方改革宣言」を募集します。

1. 応募資格

大阪府内で活動する企業等、地方自治体、労働組合 など

※企業等には、労働者を雇い入れる各種法人、団体、個人事業等が含まれます

2. 応募方法

裏面の「働き方改革宣言」用紙にご記入の上、大阪労働局 監督課までお送りください。

【送付先】 FAXの場合 : 06-6949-6034

郵送の場合 : 〒540-8527 大阪府中央区大手前4-1-67

大阪合同庁舎第2号館

※詳細は大阪労働局HPをご覧ください <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

トップページバナー →



3. ホームページへの掲載等

応募された「働き方改革宣言」のうち、他の企業の参考となるものは、大阪労働局ホームページに掲載させていただきます。

また、啓発用パンフレットにも掲載させていただくことがあります。



本件問合せ先

大阪労働局 労働基準部 監督課

電話 06-6949-6490

働き方改革宣言

働き方を改革するため、当社はこうします！

宣言

上記の宣言を実行するため、以下の取り組みを実施します。

具体的実施事項

平成 年 月 日

(企業等の名称)

(代表者職氏名)

働き方改革宣言

働き方を改革するため、当社はこうします！

宣言

年次有給休暇の取得を推進します

上記の宣言を実行するため、以下の取り組みを実施します。

具体的実施事項

- 経営トップが社内WEBで年次有給休暇取得を促すメッセージを発します。
- 毎月1回の幹部会議で各部署の休暇取得実績に関する情報を共有し、取得が進まない部署の課題を踏まえ取組を行います。
- 土日や祝祭日と連続させての休暇取得を促進します。

平成27年 ●月 ●日

(企業等の名称) ●●株式会社

(代表者職氏名) 代表取締役 ●● ●●

「働き方改革宣言」募集要綱

平成27年2月26日

大阪労働局

「働き方改革宣言」の募集は以下の手順により行うものとする。

1 募集

大阪労働局働き方改革推進本部は、府内における「働き方改革」に向けた気運を醸成するため、広く大阪府内の企業等を対象に「働き方改革宣言」を募集する。

2 募集対象

「働き方改革宣言」の募集は大阪府内で活動する企業・地方自治体・労働組合等を対象に行う。

3 「働き方改革宣言」の内容

「働き方改革宣言」は、「宣言」と「具体的実施事項」により構成されるものとし、それぞれ以下の事項を記載するものとする（様式参照）。

「宣言」・・・今後取り組む、あるいは現在既に取り組んでいる「働き方改革」の内容を記載すること。「働き方改革」とは、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、女性の活躍促進等に関連する事項を指すものとする。

記載例①)年次有給休暇取得率●●% UP

記載例②) 時間外労働時間を削減

「具体的実施事項」・・・「宣言」を実現するために具体的に実施する事項を記載する。

記載例①) 年次有給休暇の取得状況を毎月●●会議で確認し、取得促進を図る。

記載例②) 毎週●曜日をノー残業デーとし、●●により実施状況を確認する。

4 応募方法

添付の様式に必要事項を記入の上、大阪労働局監督課宛てFAX又は郵送で送付することとする。

送付先：大阪労働局労働基準部監督課

大阪市中央区大手前 4-1-67 合同庁舎2号館 FAX 06(6949)6034

5 審査及び当局ホームページへの掲載

応募された「働き方改革宣言」は本部で審査し、他の企業の参考となると認められたものは当局ホームページに掲載する。

6 啓発パンフレットの作成

ホームページへの掲載が一定数に至ったときは、啓発用パンフレットを作成し、広く配付するものとする。